

**平成30年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正(5%→8%)に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てるとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 20,368千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 536,945千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	7,463			1,137	6,326
	高齢者福祉事業	35,406	1,887		1,954	31,565
	障害者福祉事業	146,875	97,356			49,519
	児童福祉事業	308,702	94,256	127,200	6,018	81,228
	母子福祉事業	16,505	1,557		4,100	10,848
	小計	514,951	195,056	127,200	13,209	179,486
社会保険	介護保険事業(繰出金)	86,105	951			85,154
	国民健康保険事業(繰出金)	47,413	17,625			29,788
	後期高齢者医療事業(繰出金)	66,283	14,703			51,580
	小計	199,801	33,279			166,522
保健衛生費	妊婦乳幼児検診事業	2,844				2,844
	病院事業(繰出金)	158,570				158,570
	予防対策事業	35,796	795		6,625	28,376
	不妊治療費助成事業	1,256	109			1,147
	小計	198,466	904		6,625	190,937
合 計		913,218	229,239	127,200	19,834	536,945